

開示決定等の期限の延長について（通知）

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子 様

警察庁長官



平成30年1月4日付けで開示請求のあった下記の行政文書については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、当該行政文書の開示決定等の期限を延長しますので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

DNA型データベースはDNA型照会業務及び身元確認照会業務、登録指紋のデータベース及び指掌紋自動識別システムは指掌紋業務、画像情報検索システム及び被疑者写真ファイルは被疑者写真照会業務として、犯罪鑑識官が保有している保有個人情報管理簿

2 延長後の期限

平成30年3月9日（金）

3 延長の理由

開示・不開示の審査に時間を要することから、法第10条第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないため。

4 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・FAX 03(3581)6840
- ・担当者名 水口
- ・E-mail koukai@npa.go.jp